

■既存不適格として報告の多い項目に関する法令改正の変遷

法令に適合していたものが、法令の改正により現行の法令に合わなくなったものです。不適合ではないですが、早期の改善が望ましいです。

	項目	改正時期
1	縦穴区画の防火戸に温度ヒューズを使用している	昭和 49 年 1 月 1 日施行 煙感知器と連動する防火戸とする。
2	エレベーター扉に遮煙性能がない	平成 12 年 6 月 1 日施行 縦穴区画部分のエレベーター扉は遮煙性能が必要。
3	防火シャッターに危害防止装置がない	平成 17 年 12 月 1 日施行 防火シャッターに危害防止機構を設置する。
4	階段に手すりが設置されていない	平成 12 年 6 月 1 日施行 手すりを設置する。
5	排煙設備がない	昭和 46 年 1 月 1 日施行 排煙設備を設置する。(告示適用含む)
6	非常用の照明装置がない	昭和 46 年 1 月 1 日施行 非常用の照明装置を設置する。(告示適用含む)

法・・・建築基準法

令・・・建築基準法施行令

告示・・・建築基準法に基づく建設省・国土交通省告示